

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（第一条関係）	．．．．．	1
○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第二条関係）	．．．．．	2

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（環境影響評価に係る書類等の公開の期間） <u>第二十七条</u> 法第五十二条の政令で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。 （法第五十五条第一項の政令で定める軽微な変更等） <u>第二十八条</u> 第十八条の規定は、法第五十五条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。	（新設） （法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等） <u>第二十七条</u> 第十八条の規定は、法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
（環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え） 第三十九条 法第四十六条の二十二の規定による特定事業者に対する環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。							
読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	（略）	第三十二条第一項、第五十六条第一項及び附則第四条第一項	第十一条から第二十七条条まで	第十一条から第二十七条条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで又は同法第四十六条の十から第四十六条の十八まで	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	第五十四条第一項第十号及び附則第二条第一項第八号	第二十六条第二項の	電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る	（略）
第五十五条第一項及び第三項	前章まで	前章まで及び電気事業法第三章第二節第三款		第五十四条第一項及び第三項	前章まで	前章まで及び電気事業法第三章第二節第三款	

読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	（略）	第三十二条第一項、第五十五条第一項及び附則第四条第一項	第十一条から第二十七条条まで	第十一条から第二十七条条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで又は同法第四十六条の十から第四十六条の十八まで	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	第五十三条第一項第十号及び附則第二条第一項第八号	第二十六条第二項の	電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る	（略）
第五十四条第一項及び第三項	前章まで	前章まで及び電気事業法第三章第二節第三款		第五十四条第一項及び第三項	前章まで	前章まで及び電気事業法第三章第二節第三款	

[